

## 葛飾区クーリングシェルター募集要項

### 1 目的

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、熱中症特別警戒情報（※）が発表されたときに誰でも休息することができる施設として、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を指定できるようになりました。

つきましては、熱中症予防の強化を図るため、以下のとおり、本区とともにクーリングシェルターとして運用していただける区内の民間施設を募集します。

※都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数（WBGT）35 に達する場合に、環境省から発表されるもの

### 2 実施内容

施設管理者は、クーリングシェルターとして次の内容を実施します。

- (1) 適当な冷房設備の維持管理
- (2) 休息のための必要かつ適切な空間の確保を確保すること
- (3) 熱中症特別警戒情報の発表期間中、暑さをしのげる場として区民等が無料で休息できる空間を一般に開放すること
- (4) 区が定める期間中、施設の出入口等の見やすい場所へクーリングシェルターマークを掲示すること
- (5) 休息用の椅子、ソファ等を準備すること（既設のもので可）

### 3 応募資格

応募資格は、葛飾区内に所在する施設で、次の要件をすべて満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有すること（気候変動適応法第 21 条第 1 項第 1 号）
- (2) 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること（気候変動適応法第 21 条第 1 項第 2 号）
- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること（気候変動適応法施行規則第 4 条）
- (4) 18 歳未満の利用が禁じられた施設その他の子どもの健全な育成を妨げる施設でないこと
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと
- (6) 利用者に対し、政治・宗教活動又は営利を目的とする活動をしないこと

#### 4 応募方法

「葛飾区クーリングシェルター応募用紙」に必要事項を記載の上、持参、郵送、メールのいずれかの方法により、葛飾区環境部環境課に提出してください。

#### 5 提出後の流れ

応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 区と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（区公式ホームページ等）
- (4) クーリングシェルターの運用開始

#### 6 協議

協定について疑義が生じたとき又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度、協議して定めるものとします。

#### 7 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、区が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合せ先	〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号
	葛飾区役所 環境部 環境課 環境計画係
電話番号	03-5654-8227
メール	060400@city.katsushika.lg.jp